

気づいて 防ごう 高齢者虐待

●高齢者虐待とは？

高齢者虐待は、介護者の疲れやストレス、経済事情、これまでの人間関係など、いくつかの要因が重なって起こる身近な問題です。

高齢者虐待には、次のような5つの形態があります。

虐待となる行為		虐待のサインの例
身体的虐待	殴る、蹴るなどの暴力をふるう	高齢者の体に傷やあざがある
介護・世話の放棄	身の回りの介護を行わない 必要な治療を受けさせない	衣服や身なりが不潔、不自然な状態である、 急激な体重の減少、栄養失調の状態にある
経済的虐待	本人の同意なしに金銭や財産を使う	十分な所得があるのに「生活が苦しい」と訴える、生活費の支払いが滞る
性的虐待	性的な嫌がらせ、行為の強要をする	生殖器の痛み、かゆみ、出血を訴える
心理的虐待	暴言、無視といった精神的苦痛を与える	無気力・無表情・投げやりな態度がみられる

●認知症の正しい理解を深めましょう

虐待を受けている高齢者の多くは、認知症があるといわれています。介護をしている家族や、地域の方が認知症を正しく理解することが大切です。日ごろから地域で声を掛け合うことも虐待の早期発見や未然の防止につながります。

●高齢者虐待に関する相談、問い合わせ

地域包括支援センターは、高齢者の総合的な相談窓口です。「虐待かな？」と思ったら、早めにご相談ください。虐待相談のほかにも、介護保険サービスの利用支援、高齢者の権利を守る相談、介護予防教室など、高齢者に関する相談をお受けしています。

◆連絡・問い合わせ先 地域包括支援センター ☎ ⑤2 6001 有線 ⑤ 1148

浄化槽をお使いの皆さんへ「法定検査」を受けましょう

10月1日は「浄化槽の日」です。浄化槽は保守点検・清掃という維持管理が行われることで、私たちが日々の生活によって汚した水をきれいにしてくれます。

浄化槽の設置者（一般家庭や事業所など）は、年に1回「法定検査」を受けることが浄化槽法により義務付けられています。

「法定検査」は、浄化槽の維持管理が適正に実施されているかを確認するためのもので、自動車であれば、車検のようなものです。必ず受けるようにしましょう。

なお、検査は県知事指定の検査機関で受けることになっています。

●法定検査手数料

◎ 20人槽以下…5,000円

◎ 21～100人槽
…7,000円

●法定検査に関する

問い合わせと申し込み先

(社)滋賀県生活環境事業協会
(滋賀県知事指定検査機関)

☎ 077-554-9271

◆問い合わせ先 上下水道課 下水道担当 ☎ ⑤2 6579 有線 ⑤ 8962
滋賀県循環社会推進課 ☎ 077-528-3474

